

防犯灯設置事業要領

(目的)

第1条 この要領は、自治会より提出された「防犯灯設置要望書」により、地区内の夜間照明として福知山市（以下「本市」という。）が新設する防犯灯について必要事項を定めたものである。

(設置可能範囲)

第2条 この事業で設置できる防犯灯の範囲は、公共の用に供する目的で福知山市道沿いに設置されるものとする。ただし、駐車場や駐輪場等の施設照明を目的とするものを除く。

(設置場所)

第3条 防犯灯は電力柱（関西電力送配電）若しくは電信柱（NTT）に設置するものとし、やむを得ない場合は自治会が用意した鋼管柱を用いて建柱する。建柱場所は道路の通行に支障のないところとし、私有地の場合は当該自治会が用地を確保するものとする。

(設置の判定)

第4条 本市は「防犯灯設置要望書」の受付順に現場確認を行い、設置の可能性・必要性の有無や緊急度等を調査して、予算の範囲内で当該年度の設置箇所を決定する。

(防犯灯の管理)

第5条 この事業により新設された防犯灯（鋼管柱含む）は、最初の点灯時より自治会の管理とする。従って、以降の電気代、器具取替、移設や撤去などは全て自治会の負担で処理することとなる。

(受電の申込み等)

第6条 防犯灯設置に伴う電気使用申込み及び送電工事申込みは、自治会から「電気契約者等情報兼使用承諾書」の提出を受けて本市の工事請負者が行う。

2 既設電柱に添架する場合は次の方法により添架の承諾を得る。

(1) 設置場所が電力柱の場合は、本市から関西電力送配電に添架の可否を確認する。

(2) 設置場所が電信柱の場合は、当該年度に設置が決定した段階で自治会が添架承諾書を作成し、設置件数をまとめて本市からNTTに提出する。

(設置方法)

第7条 防犯灯の灯器具は本市が用意するものとし、設置は以下の方法による。

(1) 電力柱(関西電力送配電)又は電信柱に添架する場合

本市の工事として発注し、工事請負者が前条第1項の申込みをする。前条第2項の承諾が得られない場合は、自治会と協議のうえ、設置場所や設置方法を決定する。

(2) 鋼管柱の場合

設置箇所に電柱がない場合や既存電柱の添架承諾が得られない場合は、本市の工事として建柱し、工事請負者が前条第1項の申込みをする。

ただし、鋼管柱の材料は、自治会が負担して用意するものとする。

(その他)

第8条 この要領に明記のない事項については必要があるときは、個別に自治会と協議して取り決めることとする。

附 則 この要領は、平成16年3月1日より施行する。

附 則 この要領は、令和2年3月1日より施行する。

附 則 この要領は、令和2年4月1日より施行する。